

国民年金

国民年金加入者

国民年金加入者は、次の区分に分けられます。

1 第1号

- (1) 加入年齢 20歳以上60歳未満
- (2) 加入者 自営業、農業、学生、無職の方（第2号、第3号以外の方）
- (3) 納付方法 自主納付

2 第2号

- (1) 加入年齢 就職時から60歳まで
- (2) 加入者 会社員、公務員など
- (3) 納付方法 勤務先の厚生年金や共済組合などの年金制度から拠出金として納付

3 第3号

- (1) 加入年齢 20歳以上60歳未満
- (2) 加入者 会社員、公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者
- (3) 納付方法 扶養している方（第2号被保険者）の加入年金制度から納付

4 任意加入

- (1) 加入年齢及び加入者
 - 20歳以上65歳未満で外国に住んでいる方
 - 60歳以上65歳未満で年金を満額に近づけたい方や受給資格期間に満たない方
 - 65歳以上70歳未満で受給資格期間に満たない方
- (2) 納付方法 自主納付

年金に係る届出

結婚、就職、退職などで国民年金被保険者の種類が変わります。

いずれの場合も届出が必要になりますので、お忘れのないよう注意してください。

保険料

保険料は、物価スライド制により毎年変わります。第1号被保険者は、付加保険料として400円を追加するとより多く年金を受け取ることができます。

また、その年度の保険料を一括納付した場合は、一定額の割引きがされます。

保険料免除制度

保険料を納めることが困難な方は、申請により納付が免除される制度で全額免除や半額免除等があります。

免除された期間は、資格期間として計算されますが、年金額は保険料を納付した場合の3分の1（半額免除は3分の2）となります。

学生納付特例制度

学生の場合、本人の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

特例を受けた期間は、資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

年金の受給

年金の種類には以下のものがあり、支給要件がそれぞれ異なります。

1 老齢基礎年金

原則として25年の受給資格を満たした方が、65歳になったときから支給されます。保険料の免除や未納期間があると、その分だけ年金額も少なくなります。

2 障害基礎年金

国民年金加入者（被保険者）や60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある方が病気やけがで障がい者（1・2級）になったとき、一定の条件を満たす方に支給されます。20歳から支給されます。

3 遺族基礎年金

国民年金加入者（被保険者）だった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方、老齢基礎年金の受給権がある方、老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしている方が死亡したとき、一定の要件を満たす18歳に達する日の属する年度末までの間の子（障がい者は20歳）がいる妻又は子（ただし、妻が遺族基礎年金を受給している間は、子は支給停止になります。）に支給されます。

4 寡婦年金

老齢基礎年金を受ける資格があった方が受給前に死亡したとき、一定の条件を満たす妻に60歳から65歳まで支給されます。

5 死亡一時金

保険料を3年以上納めた方が、年金を受け取れずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金又は寡婦年金を受けられない場合に支給されます。

6 付加年金

月額400円の付加保険料を納めた方に200円×納めた月数の額が、老齢基礎年金に加算されます。

保険料の未納期間が多いと、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金が受給できない場合もあります。

お問い合わせ

町民生活課年金係

01466-2-4621